私設下水道工事に係る注意事項、基準等

１．下水の種類

下水の種類は、次のとおり分類するものとする。

下水道法上の種類		下水の分類
下水	汚水	水洗便所からの排水
		台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
		屋外洗場等からの排水（周囲からの雨水の混入が無いもの）
		冷却水
		ドレン排水
		地下構造物からの湧水
		工場、事業場の生産活動により生じた排水
		その他雨水以外の排水
	雨水	雨水
		地下水（地表に流れ出てくる湧水）
		雪解け水
		その他の自然水

２．事前調査 ～ 設計に係る注意事項

（1）最新の公共下水道台帳図（厚木市役所で閲覧可）において、対象地の公共ます情報を確認すること。

なお、公共下水道台帳図に掲載された内容が現地の状況と異なる場合は、厚木市に相談すること。

（2）現地において、地盤高の測量等を十分に行ったうえで、私設下水道工事の設計を行うこと。

（3）新設、変更等の工事を伴う公共ますを利用する場合は、当該工事完了後の公共ますの状況（深さ等）を考慮した設計をすること。

また、当該公共ますに係る厚木市の検査完了後に、私設下水道を接続する工事を行うこと。

（4）申請者本人以外の土地又は排水設備を利用する場合は、当該所有者の承諾を得ること。

（5）道路（公道・私道）内に私設下水道管を設置又は既設管として利用する場合は、掘削・占用等の許可について管理者又は土地所有者と協議すること。

（6）既存の排水設備を利用する場合は、構造等をチェックしたうえで利用可能か判断すること。

（7）対象地に「公共下水道（雨水）」又は「公共下水道（合流式）」に繋がる公共ますが存在する場合は、当該公共ますに雨水を流す設計にするか判断すること（汚水と異なり接続義務はない）。

（8）公共下水道（合流式）に雨水を流す場合は、私設下水道の雨水管を汚水管とは別に設けるとともに、公共ますの手前で汚水管と合流させ、かつ、防臭構造とすること。

（9）私設下水道の「雨水ます」については、上記防臭構造とするもの以外は、全て「浸透ます」（参考図１）にすること。

ただし、当該地が次の要件に該当する場合は、事前に厚木市に相談すること。

ア　特定開発事業（厚木市住みよいまちづくり条例で規定）を行おうとする土地

イ　各種法令等の規定により「浸透禁止」とされている土地

(10) 便所からの排水が直接流入する箇所のますには、鋭角に合流するようにますを下流に設置し、３ｃｍ以上のますにおける落差を設けること。また、２階以上に設置された便所からの排水については、曲がりを使用するといった、飛散防止の工夫をすること。

(11) 枝管の距離が建物の壁面から１．５ｍを超える場合には、維持管理用にます又は掃除口を途中に設けること（雨樋は除く）。なお、掃除口は、φ１００又はφ１５０の小口径塩ビますとすること。

(12) ドロップます下流側の次のますまでの管延長は、４ｍ以内とすること。

(13) 外流しには、φ３００の溜めますで、泥溜１５０ｍｍ以上、臭気止めの機能を設けたもの（参考図２）を設置すること。

(14) 給湯器や受水槽、空調機等のドレン排水は、間接排水及び防臭をとり汚水へ接続すること。

(15) 戸建て住宅等の外流しのみ、滝落し接続が可能。（ただし、公共汚水桝に滝落しは不可とする。）

(16) 洗車場その他土砂を多量に排出するおそれのある箇所には、土砂だまりを設けること。

(17) 油脂類を多量に排出するおそれのある箇所には、油脂遮断装置を設けること。なお、飲食店等の場合は、グリース阻集器の選定基準（ＳＨＡＳＥ－Ｓ２１７）に基づき、グリース阻集器を選

定すること。

⑱ 排水ヘッダーを使用する場合は、維持管理できる床構造であると共に、使用者へ維持管理方法等について十分な説明を行うこと。

⑲ ディスポーザー排水処理システムを使用する場合は、厚木市に相談すること。なお、直投型ディスポーザーは使用不可。

⑳ ストレート２段合流ます等、特殊なますを使用する場合は、厚木市に相談すること。

㉑ 図面作成時の数値の取扱いは、次のとおりとする。

ア ますの深さは、１ｃｍ単位で切り上げた数値を記載する。

イ 排水管の延長は、ますの内径を除いた距離を１０ｃｍ単位で切り捨てた数値を記載する。

ウ 勾配計算時の排水管延長は、５０ｃｍ単位で切り上げた数値を使用する。

３．私設下水道新設等確認申請書に係る注意事項

（１）図面上に記入する内容

ア 私設下水道のますに係る情報（材質、内径、深さ等）

イ 私設下水道の管渠に係る情報（材質、内径、勾配等）

ウ 既存の排水設備を利用する場合、当該排水設備に係る上記情報

エ 公共ますに係る情報（材質、内径、深さ、新設や変更等の工事を伴う場合はその旨）

オ 雨水の処理方法に係る説明文（公共ますに雨水を流さない場合のみ）

カ 共同住宅の場合、建物名称と世帯数

キ 浄化槽からの切替えの場合、当該浄化槽の位置等

（２）申請書に添付する資料

ア 私設下水道工事設計書

イ グリース阻集器の選定計算書（ＳＨＡＳＥ－Ｓ２１７に基づくもの）及び誓約書

【飲食店等は必須】

ウ 同意書（他人が所有する土地又は私設下水道を使用する場合）

エ 理由書（確認を受けた事項を変更しようとする場合）

４．私設下水道完成届に係る注意事項

（１）完成届の届出者は、私設下水道新設等確認申請書の申請者になります。

（２）完成届に添付する資料

ア 私設下水道工事設計書（現地を実測した数値等を記入）

５．完成検査に係る注意事項

（１）私設下水道工事に関して、責任技術者の立会いのもと、厚木市職員が次の項目に係る検査を実施します。

ア 工事が確認通知の指示どおりにできているか

イ 施工された数量、図面が正確であるか

ウ 正しく施工されているか（誤接続等がないか）

（２）あらかじめ、完成図面と現地に相違がないか、防臭装置等の備品の付け忘れがないか等、社内検査を行ってください。

厚木市から検査日の日程調整の連絡が入ったら、申請者に連絡し、敷地内への立入りの承諾を得てください。（承諾が得られていないと検査は受けられません）

検査日当日は、現地を検査に支障のない状態（ますの蓋が開けられる等）にしておいてください。

６．私設下水道工事に係る構造基準等

私設下水道の構造基準は、法令の規定によるほか、次に示すとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により当該基準を遵守できない場合は、厚木市に相談すること。

（１）排水管

① 汚水を排除する排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるとおりとし、排水きょの断面積及び勾配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、共同私設下水道の場合は、原則として管径１５０mmとすること。また、排水管の最大延長は、内径の１２０倍以下とすること。

排水人口	排水管の内径	勾配
１５０人未満	１００mm以上	２．０%以上
１５０人以上３００人未満	１２５mm以上	１．７%以上
３００人以上５００人未満	１５０mm以上	１．５%以上
５００人以上	２００mm以上	１．２%以上

②雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるとおりとし、排水きょの断面積及び勾配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとすること。また、

排水管の最大延長は、内径の１２０倍以下とすること。

排水面積	排水管の内径	勾配
２００m²未満	１００mm以上	２．０%以上
２００m²以上４００m²未満	１２５mm以上	１．７%以上
４００m²以上６００m²未満	１５０mm以上	１．５%以上
６００m²以上1,５００m²未満	２００mm以上	１．２%以上
1,５００m²以上	２５０mm以上	１．０%以上

③排水管の土かぶりは、次の表に定めるとおりとする。

種別	土かぶり
宅地内	２０ｃm以上
私道内	４５ｃm以上
公道内	道路管理者の支持による

※やむを得ず土かぶりを確保できない場合は、コンクリート等により管防護をすること

※地形上等の特別の事由により埋設することが困難な場合及び仮設等一時的に使用する場合でやむを得ないときは、壁面等に確実に固着するとともに、衝撃等による破損防止に必要な措置を講じた露出配管とすること

（2）枝管

枝管の内径は、次の表に定めるとおりとする。

接続管の種類	内径
小便器、手洗器、洗面器及び洗濯場	５０mm以上
浴槽（家庭用）及び炊事場	
大便器	７５mm以上

（3）ます

ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点その他維持管理上必要な箇所に、それぞれ適切なものを設置すること。

①小口径塩ビますは、次の表に定めるとおりの内径とし、排水管及び蓋受け枠と接着接合ができる硬質塩化ビニール製（VU製）で、形状は円形とする。

種別		ますの内径
深さ	排水管の内径	
管底と地表面との差が１，５００mm以下	１５０mm以下	１５０mm以上

管底と地表面との差が １，９００mm以下	２００mm以下	２００mm以上
	３００mm以下	３００mm以上

※ますの底部は、インバート部が一体成型されていること

②コンクリート製ますの内のり又は内径は、次のとおりとする。

種別		ますの 内のり・内径
深さ	排水管の内径 排水きょの内のり	
管底と地表面との差が ７００mm以下	２００mm以下	３００mm以上
管底と地表面との差が １，０００mm以下	３００mm以下	４００mm以上
管底と地表面との差が １，４００mm以下	３００mm以下	５００mm以上
管底と地表面との差が １，９００mm以下	３００mm以下	７００mm以上

※ますの上下流の管底部には、２ｃm程度の落差を設けること

③ますの深さが１，９００mmを超える場合は、次の表に定めるとおりとする。

深さ	ますタイプ	
	内径	タイプ
管底と地表面との差が １，９００mmを超え ３，０００mm以下	φ７５０	０号人孔
管底と地表面との差が ３，００１mmを超え ５，０００mm以下	φ９００	１号人孔

※ますの上下流の管底部には、２ｃm程度の落差を設けること

参考図1

浸透ます標準

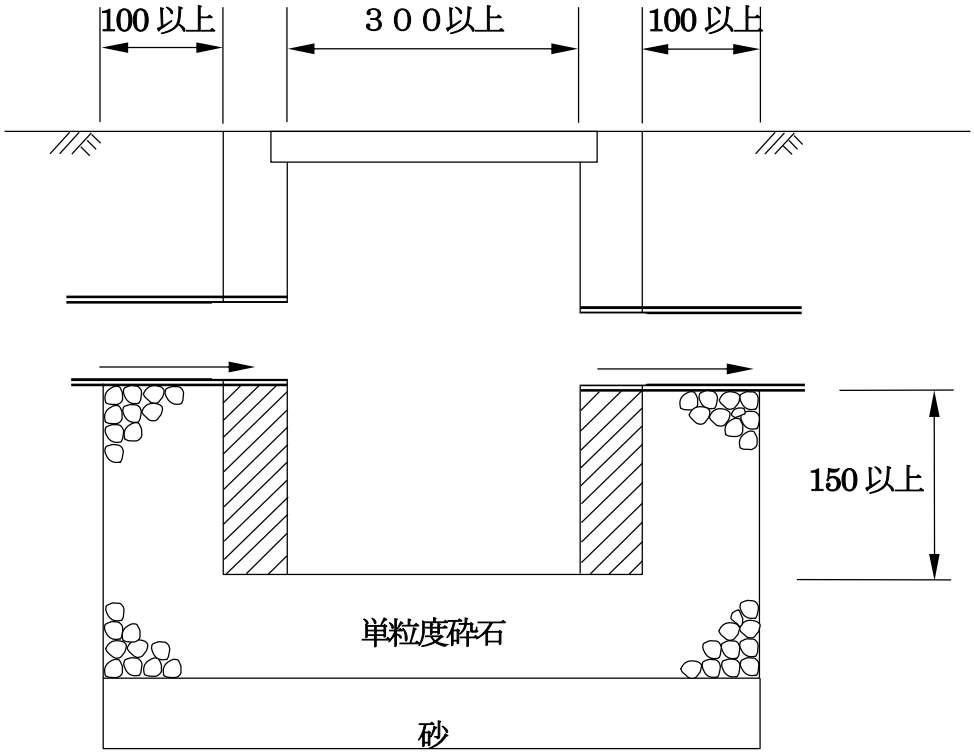

ポラコン又は有孔透水ます

参考図2

１Ｌトラップます

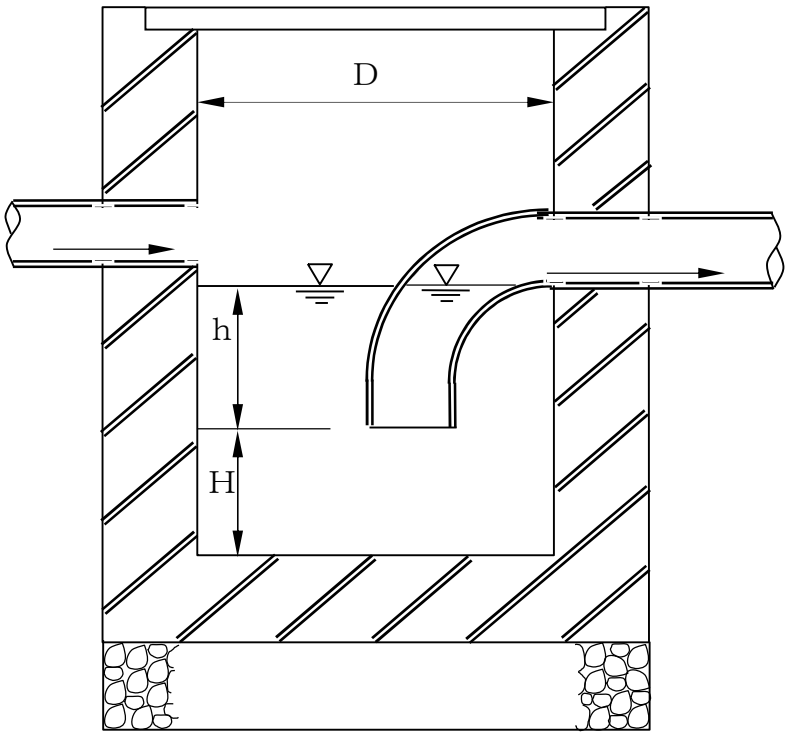

Ｄ：内径又は内のり　　３０ｃｍ以上
Ｈ：泥だめ深　　１５ｃｍ以上
ｈ：封水深　　５ ～１０ｃｍ